

フリーランス・事業者間取引適正化等法 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

令和6年11月1日施行

対象事業者

【業務委託事業者】

フリーランスへ業務委託する事業者

【特定業務委託事業者】

業務委託事業者のうち従業員等を使用する事業者

業務委託

【特定受託事業者】

フリーランス

従業員等を使用しない事業者

対象取引



事業者



フリーランス

事業者からフリーランスへの委託
つまり、「B to B」が対象

- ※ フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。
- ※ 消費者との取引は対象外です。

取引の適正化

- 2つの義務
- ①取引条件の明示義務
 - ・8項目の明示義務
 - ・明示方法…書面or電磁的方法のみ
 - ②期日における報酬支払義務 ※特定業務委託事業者
 - ・受領日から60日以内のできる限り短い期間内に
 - ・支払期日…具体的な日を特定

◆フリーランスに【1ヶ月以上】業務委託している発注業者

- 7つの禁止事項
- ①受領拒否
 - ②報酬の減額
 - ③返品
 - ④買ったたき
 - ⑤購入・利用強制
 - ⑥不当な経済上の利益の提供要請
 - ⑦不当な給付内容の変更・やり直し

就業環境の整備 4つの義務 ※特定業務委託事業者

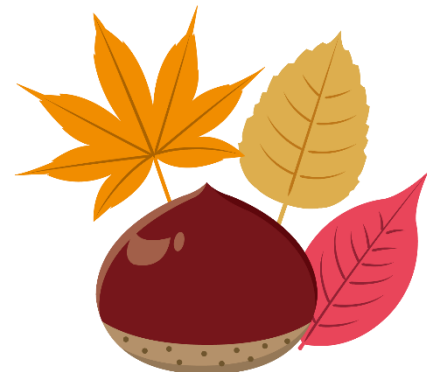
- ①募集情報の的確表示義務
 - ・虚偽表示禁止 ・誤解を生じさせる表示の禁止 ・正確かつ最新の表示の義務
- ②ハラスメント対策に係る体制整備義務

◆6ヶ月以上の業務委託の場合

- ③育児介護等と業務の両立に対する配慮義務
 - ・申出の内容等の把握 ・取り得る選択肢の検討 ・配慮の内容の伝達・実施/配慮不実施の伝達・理由の説明
- ④中途解約等の事前予告・理由開示義務

<事務所より>

11月より「フリーランス新法」が施行されました。働き方の多様化により弱い立場のフリーランスが安心して働ける環境を整備するため制定されたとのこと。今回は概要のみ説明しました。11月の年金相談日は「7、14、21、28日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com